給付金事業における公的施設の取り扱い

- Q 公的施設について、給付金の支給対象となるか?
- A 次の①・②に該当する場合は対象になりません
 - ① LPガスの契約主体が国・県・市町村である場合
 - ② LPガス料金に国・県・市町村からの委託費または補助金等が充当されている 場合

【ポイント】

- ① について、LPガスの契約主体が国、地方公共団体の場合は申請できません
- ② について、LPガス料金に一部であっても公金が充当されている場合は支給の 対象外になります
 - 一方、LPガス料金に公金が全く充当されていない場合、支給の対象に含まれます

<具体例①>

・ 施設の運営にかかる国、地方公共団体等からの委託費や補助金の対象にLP ガス料金が含まれておらず、全額、施設の管理者がLPガス料金を負担している 場合

<具体例②>

・ 施設の利用者が L P ガス料金を全額負担している場合